労働安全衛生法

	届出・報告の名称	起算日等	届出・報告をするとき	提出先
遅滞なく	・総括安全衛生管理者 選任報告 ・安全衛生管理者 選任報告 ・衛生管理者 選任報告 ・産業医 選任報告	選任すべき事由が発生した日	選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任	所轄労働基準監督署長
	・統括安全衛生責任者 選任報告 ・元方安全衛生管理者 選任報告 ・店社方安全衛生管理者 選任報告	作業の開始後	選任しなければならないとき	
	・定期健康診断結果報告書	―	常時50人以上の労働者を使用する事業者が定期健康診断、特定業務従事者の健康診断（定期のものに限る）を行ったとき	
	・歯科健康診断結果報告書	―	歯科医師による健康診断（定期のものに限る）を行ったとき	
	・事故報告	―	事業場又はその附属建設物内で、事故が発生したとき等	
	・労働者死傷病報告	―	労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき	
		休業の日数が4日に満たないときは、事業者は、1月～3月まで、4月～6月まで、7月～9月まで、10月～12月までの期間における当該事実について、報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに提出しなければならない。		
	・疾病の報告	化学物質又は化学物質を含有する製剤を製造し、又は取り扱う業務を行う事業場において、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、当該罹患が業務に起因するかどうかについて、遅滞なく、医師の意見を聴き、当該罹患が業務に起因するものと疑われると判断したとき		
14日前まで	・共同企業体の代表者選任届	共同連帯して請け負った仕事の開始の日	2以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負った場合	所轄都道府県労働局長
	・建設業及び土石採取業の仕事の計画に係る届出	当該仕事の開始の日	建設業及び土石採取業に属する事業の仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするとき	労働基準監督署長
30日前まで	・危険有害な作業を必要とする機械等に係る届出	当該工事の開始の日	機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの等を設置・移転・主要構造部分を変更しようとするとき	労働基準監督署長
	・特に大規模な建設業の仕事の計画に係る届出	当該仕事の開始の日	建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするとき	厚生労働大臣
定期に	・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	ストレスチェック及び面接指導実施後	1年以内ごとに1回、定期に提出	所轄労働基準監督署長
―	・有害物ばく露作業報告	（毎年1月～3月の間に提出）	労働者に健康障害を生ずるおそれのある物を取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス・蒸気・粉じんにばく露するおそれのある作業に従事させたとき	所轄労働基準監督署長

労働者災害補償保険法

	届出・報告の名称	起算日等	届出・報告をするとき	提出先
遅滞なく	・年金たる保険給付の受給権者の届出	―	受給権者の氏名・住所・個人番号に変更があった場合、同一の事由により厚生年金保険の障害（遺族）厚生年金等が支給されることとなった場合、障害の程度に変更があった場合、遺族数の増減により年金額が改定される場合、受給権者が死亡した場合等	所轄労働基準監督署長
	・第三者の行為による災害についての届出	―	保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じたとき	
1ヶ月以内	・傷病の状態等に関する届	同日以後1ヶ月以内	療養の開始後1年6ヶ月を経過した日において治っていないとき	
生年月日等	・年金たる保険給付の受給権者の定期報告（＝現況届）	受給権者の生年月日：1～6月→6月30日 受給権者の生年月日：7～12月→10月31日	年金たる保険給付を受けているとき	
		死亡した労働者の生年月日	遺族（補償）年金を受けているとき	
―	・休業（補償）給付の受給者の傷病の状態等に関する報告書	―	毎年1月1日から同月末日までの間に業務災害又は通勤災害により賃金を受けなかった日がある労働者が、その日について休業（補償）給付の支給を請求しようとする場合に、同月1日において当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6ヶ月を経過しているとき	
	・年金たる保険給付の払渡希望金融機関等の変更の届出	―	払渡しを受ける金融機関又は郵便局を変更しようとするとき	

雇用保険法

	事業主に関する届出	起算日等	被保険者に関する届出	起算日等
速やかに			・個人番号変更届	被保険者（日雇労働被保険者を除く）の個人番号が変更されたとき
10日以内	・雇用保険適用事業所設置届	事業所を設置した日の翌日	・雇用保険被保険者資格喪失届	事実のあった日の翌日
	・雇用保険適用事業所廃止届	事業所を廃止した日の翌日	・雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明書	休暇開始日の翌日
	・雇用保険事業主事業所各種変更届	変更があった日の翌日	・雇用継続交流採用終了届	事実のあった日の翌日
			・雇用保険被保険者転勤届（転勤後の所轄職安所長に提出）	事実のあった日の翌日
			・雇用保険被保険者休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書	被保険者でなくなった日の翌日
翌月10日			・雇用保険被保険者資格取得届	事実のあった日の属する月
育児休業取得者：育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書の提出をする日までに 介護休業取得者：介護休業給付金支給申請書の提出をする日までに			・雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書	―
備考	・事業主は、所轄公共職業安定所長に届出を行わなければならない。 ・事業主は、雇用していた被保険者が離職したことにより被保険者でなくなった場合において、その者が離職票の交付を請求するため離職証明書の交付を求めたときは、その者に交付しなければならない。 ・事業主は、雇用していた被保険者が離職票の交付を希望しないときは、離職証明書を添えないことができる。 ・ただし、離職日において59歳以上である被保険者は、本人が離職票の交付を希望しない場合であっても、離職証明書を添付しなければならない。 ・離職票の交付は、被保険者でなくなった者が離職の際雇用されていた事業主を通じて行うことができる。 ・雇用していた事業主の所在が明らかでないことその他やむを得ない理由があるときは、離職証明書を添えないことができる。 ・事業主及び労働保険事務組合は、雇用保険に関する書類（雇用安定事業等又は徴収法による書類を除く）をその完結の日から2年間（被保険者に関する書類は、4年間）保管しなければならない。			

労働保険徴収法

	届出・報告の名称	起算日等	提出者	提出先
遅滞なく	・継続被一括事業名称・所在地変更届		継続事業の一括の認可を受けた事業主	指定事業に係る所轄都道府県労働局長
10日以内	・保険関係成立届	保険関係成立日（翌日起算）	事業主	所轄監督署長又は職安所長
	・名称、所在地等変更届	変更が生じた日の翌日	事業主	所轄監督署長又は職安所長
	・下請負人を事業主とする認可申請書	保険関係成立日の翌日	元請負人と下請負人 共同	所轄都道府県労働局長（大臣の認可必要）
	・労働保険料還付請求書	確定保険料の認定決定通知日の翌日	事業主	都道府県労働局資金前渡官吏
20日以内	・概算保険料申告書（有期事業）	保険関係成立日（翌日起算）	事業主	都道府県労働局歳入徴収官
40日以内又は50日以内	・一括有期事業報告書	①次の保険年度の6月1日から40日以内 ②保険関係消滅日から50日以内（当日起算）	一括有期事業の事業主	都道府県労働局歳入徴収官
	・概算保険料申告書（継続事業）	①保険年度の6月1日から40日以内（当日起算） ②保険関係成立日から50日以内（翌日起算）	事業主	都道府県労働局歳入徴収官
	・確定保険料申告書（継続事業）	①次の保険年度の6月1日から40日以内（当日起算） ②保険関係消滅日から50日以内（当日起算）	事業主	都道府県労働局歳入徴収官
	・確定保険料申告書（有期事業）	保険関係消滅日から50日以内（当日起算）	事業主	都道府県労働局歳入徴収官
翌月末日まで	・印紙保険料納付状況報告書		事業主	都道府県労働局歳入徴収官
	・印紙保険料納付計器使用状況報告書		事業主	都道府県労働局歳入徴収官
6ヶ月以内	・労災保険率特例適用申告書	労働者の安全又は衛生を確保するための措置が講じられた保険年度のいずれかの保険年度の次の保険年度の初日	事業主	厚生労働大臣 （所轄都道府県労働局長を経由）
―	・継続事業一括申請書		事業主	指定を受けることを希望する事業に係る所轄都道府県労働局長（大臣の認可必要）
	・印紙保険料納付計器設置承認申請書		事業主	都道府県労働局歳入徴収官 （大臣の認可必要）
	・労働保険事務組合認可申請書		認可を受けようとする事業主の団体又はその連合団体	所轄都道府県労働局長（大臣の認可必要）
14日以内	・労働保険事務組合認可申請書の変更届	変更があった日の翌日	労働保険事務組合	所轄都道府県労働局長
60日前まで	・労働保険事務組合業務廃止届	業務を廃止しようとするとき	労働保険事務組合	厚生労働大臣（局長に委任）
10月15日まで	・労働保険事務組合報奨金交付申請書	報奨金の交付を受けようとするとき	労働保険事務組合	所轄都道府県労働局長
備考	・労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体は、労働保険徴収法による書類を、その完結の日から3年間（雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿は、4年間）保存しなければならない。			

SAMPLE